

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行について（事務取扱い要領）

第1章 総則

（目的）

第1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「法」という。）の施行に関する必要な事務取扱い事項を定めることにより、建築物における環境衛生行政の円滑な推進を図る。

第2章 特定建築物所有者等

（特定建築物についての届出）

第2 法第5条第1項（同法第2項において準用する場合も含む。）の規定に基づく届けは、様式1を使用する。

（特定建築物維持管理権原者の届出）

第2の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年4月22日付、厚生労働省第66号）附則第2条に基づく届けは様式1の2を使用する。

（変更及び廃止の届出）

第3 法第5条第3項に基づく特定建築物の変更又は廃止の届けは様式2を使用する。

（備付け帳簿書類等）

第4 法第10条及び同法施行規則第20条の規定に基づく帳簿書類は様式3を使用する。

第3章 事業登録業者等

（事業申請登録）

第5 法第12条の2の申請登録は様式4を使用する。

（変更及び廃止）

第6 同法施行規則第33条第1項に基づく変更届は様式5、登録に係る事業の廃止届は様式6を使用する。

（実績報告）

第7 法第12条の2第1項の規定に基づく事業登録に関する実績報告は様式7を使用する。

第4章 審査及び監視指導業務等

（届出書等の処理）

第8 特定建築物届けの審査にあつては様式8を使用する。

（立入調査等）

第9 法第11条の規定に基づく立入検査をする時は様式9を使用する。

2 法第12条の5の規定に基づく立入検査する時は、様式10を使用する。

3 立入検査に係る指導票は様式11及び12を使用する。